

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700193 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700179 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 社を昭和 63 年 1 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 2 月 1 日ではなく、同年 1 月 31 日となっている。当時の給与明細書からは、昭和 63 年 1 月分の厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、請求者から提出された「昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票」及び昭和 63 年 1 月分給与明細書から判断すると、請求者は、請求期間に A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 63 年 1 月の標準報酬月額については、オンライン記録において確認できる厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額 (26 万円) 及び上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主が資格喪失年月日を同年 2 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年

1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。